

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3830
18年2月16日(金)
・Fax 095-828-1953

非正規復権で、多数派労組の役割は 20万人の正社員化の実現をなすこと

おはようございます。

労契法裁判後のJ.P.労組と会社の動きで、先日(二月七日)の朝日新聞の報道によれば、J.P.労組が「非正規の手当獲得の要求をする」とあります。要求は、扶養手当、住居手当、夏・冬の特別休暇、病気休暇などです。新聞は「この要求の背景には労契法裁判判決がある」と書いています。



事実、これは二〇一七年九月十四日の労契法二十条郵政東日本裁判(東京地裁)で、郵政ユニオン原告側の一部勝利判決を背景に、非正規の要求の声が強くなり、会社やJ.P.労組も抗しきれない中での、見え透いた茶番劇的でもありません。会社はこれまで、非正規格差は合法と裁判で主張し

てきました。これが彼らの差別容認の基本的な態度です。労契法裁判でも譲る気はありませんでした。またJ.P.労組もこれまでこうした手当の要求はしていませんでした(同新聞報道から)。



ではなぜ変化なのでしょう。それは、非正規格差は許されないという社会の空気が変化があり、なによりも東京地裁の労契法二十条の裁判で、会社の格差合理論が、郵政ユニオンの不合理論に負けたからです。しかもこれを東京高裁でひっくり返すことはかなり難しくそうです。

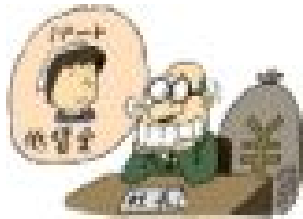
そこで、裁判所の格差は正命令で変わるのか。あるいは労使協議で手当、休暇を認めるのか。郵政の労使が変わるとしたら、このどちらかです。今回、この後者を会社を選択し、J.P.労組がその露払い役として、この要求をしたとみる方が自然です。これはあくまで推測です。

九月十四日の東京地裁判決の目玉が、夏冬のボーナスと病気休暇ですが、地裁

はボーナスを認めず、病休は認めました。病休はアソシエイト社員には判決前に先行実施をしたことから見ても、その他の非正規社員に認めない口実は存在しません。

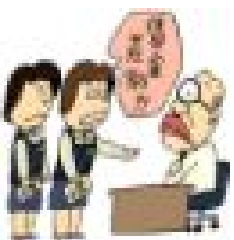
その点では、あくまでも予測ですが、先行解決するとしたら、その目的は、賃金格差の不合理論に追及の矢が及ばないための防波堤あるいは目くらましかもしれません。

そこで、かりに、です。この春闘で、会社が方針を変え、実質的に、非正規社員全体(二十万人)への影響のない手当の一部(鳥島よ遠隔地手当や寒冷地手当など)を認めるとしたら、それは、基本的な賃金とボーナスなどの格差の制度維持を狙い、J.P.労組がその露払い役を務めたのかもしれないと見えます。



その結果、郵政ユニオンの裁判の「格差不合理判決」の本質を隠し、また裁判そのものの存在意義すら否定できる。さらには今後の労契法二十条での新たな裁判

の提訴を回避する、などなどが狙いとみえます。



実態として、郵政ユニオンの裁判の判決確定前に、職場の一部の手当を復権的に先行させれば、職場は、郵政ユニオンであれ、あるいはJ.P.労組であれ、権利を取ってくれる労組が正しい、こととなります。「白い猫でも黒いネコでも、ネズミを取る猫が『よい猫』論」で、J.P.労組もメンツが立ちます。

今回の要求でかりに一定の前進があれば、J.P.労組が「協調と話し合い」で「非正規の権利を獲得した」という宣伝ができます。転んでもただでは起きない会社の悪巧みかと思えますが、どうでしょうか。一度の要求で譲る？それほど会社は甘くはありませんが。

ともあれ、非正規の権利回復への要求をすることは正しいわけですから、誰でも要求はできます。しかし一方の経過としては、勝負事で勝負の結果が出たのち、その勝ち馬に乗るやり方は、

一般にいいことはいわれません。

会社内の多数派労組の存在と役割は、企業経営を支えることだけでなく、社員の生活と働きを守ることで、す。もし本心で非正規の苦境を解決するという思いがあるならば、労契法二十条という格差合否論での対応(第三者機関での解決)ではなく、直球を投げることです。

ここでは横綱相撲を取って二十万人の正社員化の要求を行い、認められなければ、ストを打つ。これが解決の王道で、舞台の大向うの拍手・喝采をもらつ真の役者のありようです。それ以外は郵政ユニオンの後追いで、機に遅く、かつ人道にももてる策であり、他人のたたかいたの上前をはねたとの批判は免れません。



私たちはこれらにも負けず、二月二十一日の労契法二十条の郵政西日本の裁判(大阪地裁)でも勝つて、非正規の復権を、より高いレベルで確定させます。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化を。めざせ、均等待遇。なくその差別！ユニオンは労契法裁判に勝利するぞ！

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 他支部・分会の役員へ。